

【八幡浜アスリートクラブ規約】

第1章総則

第1条(名称)

本会は八幡浜アスリートクラブと称し、八幡浜市保内町川之石 3-11-2 事務所を置く。

第2条(目的)

- ①各地区の小学生から中学生(高校生可)を対象とし、陸上競技を通して子どもの発育に応じた体力、運動能力と競技力の向上を目指し、子どもたちに積極的にスポーツに取り組むことができるような環境づくりを目指す。また陸上競技を通して健全な人間性を育てることを目的とする。
- ②スポーツを通して地域活性化ができるような活動を行う。

第3条(事業)

本クラブは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)大会を中心とした練習、トレーニングを実施していく。
学校の長期休業中等の練習については別途定める。
- (2)陸上競技大会や記録会への積極的参加を勧める。
- (3)その他、目的達成に関わる活動を取り入れていく。
- (4)役員会、総会の開催については随時行う。
- (5)連絡・結果等の広報活動はホームページやメール、リーフレット等で行う。

第4条(会員の構成)

本クラブは、陸上競技ジュニアアスリートクラブ員、指導者、保護者による構成員とし、全会員は参加目的にあわせて積極的に協力していくことを努力目標とする。

第2章会員

第5条(入会)

本クラブに入会するものは、次の条件を備えているものとする。

- ①基本的には、小学生～中学生(高校生可)の児童を中心とした会員とし、本クラブの目的に賛同・同意した保護者の承認を得た児童を指導対象とする。
- ②クラブで定める諸規約を守るもの。

本クラブに入会を希望するものは、別紙申込み用紙の形式により、月会費 スポーツ傷害保険料 陸連登録料(中学生以上)スポーツ少年団費を添えて申込む。
入会申込み時の記載事項に変更があった場合には速やかに届けなければいけない。

第6条(入会金、会費)

会員は、会費を納入しなければならない。既納の会費、その他の金品は返金しない。

第7条(活動の継続)

会員は年度末に、次年度の活動継続の届けを出す。

第8条(退会)

- ①会員は退会届けを出して、任意に退会することができる。
- ②本クラブは、活動継続の届けを出さず、会費や保険料の納入がない者に対して、退会したものと扱することができる

第9条(会員の義務)

会員は、安全に運動に取り組めるように以下の項目に気をつけなければならない。会員が未成年のため、その保護者にも教育等責任を負う。

- ①会員は、いかなる言動においても他の会員を傷つけてはならない。
- ②会員は、練習やクラブ主催の行事、他の団体主催の大会や行事への参加に関して、指導者の指示に従って行動しなくてはならない。
- ③会員は、クラブの活動に利用する施設、物品を安全に、秩序を守り使用しなくてはならない。会員が未成年のため、その保護者は会員に対して、利用する施設、物品を安全に、秩序を守り使用させる義務を有する。クラブの活動、およびその前後において、施設や物品を損壊させた場合に、会員とその保護者は、その損害を賠償する義務を有する。

第10条(除名)

本クラブは第5条の要件を満たさない会員、第9条の義務を守らないものについては除名することができる。

第3章 役員

第11条(役員)

本クラブは、指導者、競技者で構成し、次の役員(係)をおく。

①部長②副部長(2名以上) ③会計④監査(2名)④指導者代表

(1)役員は必要に応じて兼務することができるものとする。

(2)各役員の定数については本クラブの運営状況により役員会での上承のもと変更することができる

第12条(選任と解任)

役員は総会において選任する。役員の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。クラブの秩序を乱したり、役員としてふさわしくない行為があった場合には、役員会の決議によりこれを解任することができる。

第13条(職務)

代表は本クラブを代表し、会務を執り行う。代表不在のときは他の役員が職務を代行する。監査はクラブ事務執行状況および会計を監査する。

第4章 会議

第14条(会議)

会議は総会、役員会とする。

第15条(役員会)

役員会は代表、保護者代表を含めた第10条に定める役職をもって構成し、次の場合に開催する。

①役員会は代表が必要と認めたとき行い、代表が議長となる。

②役員会は、クラブの運営に関する事項、および総会に報告する事項を決議する。

第16条(総会)

総会は会員をもって構成する。会員の親睦のために行う。

第5章 会計

第17条(資金)

本クラブの資金は次のものとする。

①練習活動に必要な経費を集金する。

②特別経費が発生した場合はその都度集金する。

③大会等の遠征にかかる費用については別途集金する。

④特別に物品の購入等が必要な場合は、クラブの運営状況を鑑み、役員会にて決定してから購入する。

第18条(事業年度)

会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日に終わる。

第19条(会計)

①本クラブの会計は、会計と監査からなり適正に運営する。

②資金は、役員会で承認された本クラブの事業に対してのみ支出する。

③クラブの会計項目については、別に詳則で定める。

第6章 事故の責任

第20条(事故の責任)

会員は本クラブの活動の際には、指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。本クラブの活動中に傷害などの事故が起こっても、本クラブおよび指導者に対して一切の損害賠償請求をしないものとする。活動中の傷害についてはスポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応する。また送迎中等の事故については一切責任を負わない。

附則本規約は平成25年4月1日より施行する。

一部改正平成26年4月23日